

かぐらおか

(題字は山田守英学長)

第 10 号

昭和52年2月1日

編集 旭川医科大学
厚生補導委員会
発行 旭川医科大学教務部学生課



附属病院

内 容

医学生はタバコをやめよ……………並木 正義…………… 2	規程の制定および改正について…………… 7
旭川医科大学附属病院 一その概要…………… 3	窓 外……………福山 裕三…………… 8
研 究 室 紹 介……………安孫子 保…………… 6	訃 報…………… 8



医学生はタバコをやめよ

並木正義

医者を目指すものはタバコをのむべきでない。のんでい
るなら今からやめてほしい。ここでタバコの害について
のくわしいデータを示すつもりはないが、ともかくタバ
コは百害あって一利もないことだけは確かである。多
少の利を説く人の言葉など、あわれな言いわけにすぎな
い。からだに悪いことがこれほどはっきりしているもの
を、医者が自らのんでいるという感覚が私にはどうして
も理解できない。それでいて患者にはタバコは悪いとか
タバコをのむなという。まったく勝手な話であり、これ
では医者としての説得力がない。私はもちろんタバコは
のまないし、教職員もまた一人ものまない。医者なら当
然のことである。

タバコのみは他人の迷惑をかえりみない。タバコをの
まないものにとつて、タバコの煙が、いかに嫌なもので
あり、苦痛であるかなどまったく意に介しない。その無
神経さが問題なのである。人の気持を慮るといった感覚
が、長い喫煙の悪習のうちに、いつしか失われてしまっ
ている。医者にとって最も大事なことは、患者心理の理
解、人間心理の理解である。これなくして患者を的確に
治すことはできない。タバコをのむ医者は、この力が不
足している。しかもそのことに気づいていないのも特徴
的である。いずれにせよ無神経なタバコのみに立派な医
者がいないことだけは事実である。医学生にタバコをや
めよというのは、このような医者になってもらいたくない
からである。

ところで、タバコの害を十分承知し、しかもその害を
教えなければならない立場にある医学部教員の会議が、
もうもうとたちこめるタバコの煙のなかでいつも行われ
ている。これが私には不思議でならない。

何かと会議が多い。しかもだらだらと長く続く。つま
らなくて退屈だからタバコをのむのか、タバコをのぼ
んやりした頭で議論しているから良い考えも浮かばず、
だらだらと長くなるのか、いずれにしてもこれらのこと
が悪循環をとつて、まどまりのない会議が延々と続くの
である。会議中は禁煙であるべきだと思う。ただし、1時
間毎10分間の休憩をとり、その間にタバコをのみたい人
は外に出て、頭を冷やしながらかつ十分のむようにすれば
よい。これに耐えられない人は、早く会を終らせたくて、
つまらんことも言わなくなるし、会議はもっと能率的に
はかどるであろう。私にとってタバコのみと一緒の会議
はたまたまなく苦痛である。ただ私は自己催眠によって、
いつどこでも眠る術を心得ているので、会議中タバコの

煙で苦しくなると眠ることにしている。しかし、あまり
にも煙がひどすぎると、これもうまくいかない場合があ
る。そういうときは、そつと抜け出すことにしている。
また、あらかじめヘビースモーカーの集ることがわかっ
ている会議には、出ないことに決めている。これは今後
とも実行するつもりだ。

外国における医者の集会では、懇親会の席でもこの頃
は灰皿も置いていない。医者はタバコをのむべきでない
ということが、もはや常識になっているからである。患
者の前でも平気でタバコをのんでいるのは、日本の医者
くらいなものだ。患者を前にしてタバコをのみながら予
診をとったり、タバコをくわえながら病院の廊下を歩い
ているような医者は、医者としての資格がない。やがて
ポリクリも始まるだろうが、どうしてもタバコをやめら
れないなら、せめて病院のなか、患者の前だけでものん
ではいけない。患者のなかには、タバコの煙を極度に嫌
う人が少なくない。普段タバコをのんでいてさえ、病気
になるとタバコの煙が嫌だという人がいる。具合の悪い
患者の心理は、複雑にして微妙であることを忘れてはな
らない。また、タバコの煙で狭心症の発作を起こす例だ
つてある。病院にはどんな患者がいるかわからないのだ。
このことは医者だけでなく、看護婦・技師・事務職員そ
の他病院関係者のすべてが注意しなければならない点で
ある。受付であれ、どんな係であろうと、患者と接する
場においてはタバコをのんではいけない。

タバコをのみは臭い。手だけでなく全身から発散す
るニオイはいやなものだ。心までもけがれているように
思えることがある。それはともかく、胃の内視鏡検査で、
このタバコ臭い手が患者の鼻先に当たる場合、タバコ嫌
いな患者なら、いかに不快な思いをするか考えてみると
よい。私が教室員にタバコを禁じたのも、患者に対するこ
のようなちょっとした思いやり、繊細な心遣いが臨床医
にとって大事であることを知ってもらいたいからである。
“医学生の自覚について”などという気分話をする
気はもとよりのなかった。こういった話はとかく印象に残
らないからである。そのかわり“タバコをやめよ”とい
う具体的な話を一つだけした。自覚とは小さな心がけか
ら始まるものなのである。

(内科学第三講座 教授)

旭川医科大学附属病院 — その概要

本学附属病院は、去る11月1日待望の開院を迎えた。昭和48年9月29日、国立学校設置法の一部改正により、戦後初の国立単科医科大学として本学が設置されて以来3年有余のことである。

附属病院開院までの本学の沿革をたどってみると、おおよそ次のとおりである。

昭和47. 7. 1 北海道大学に旭川医科大学創設準備室設置



- 48. 5. 7 旭川医科大学起工式举行
- 48. 9. 29 旭川医科大学設置
- 48. 11. 20 開学記念祝典举行
- 49. 3. 27 附属病院工事着工
- 51. 5. 10 附属病院設置
- 51. 9. 22 附属病院竣工
- 51. 10. 26 附属病院開院記念祝典举行
- 51. 11. 1 附属病院開院

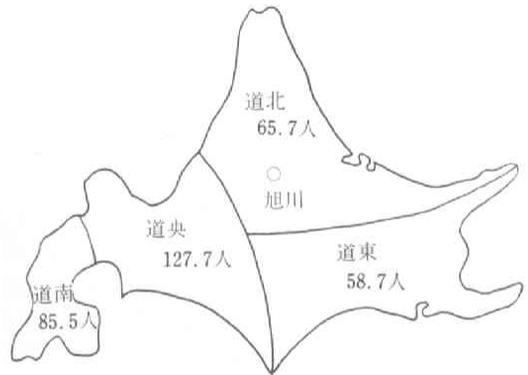
附属病院の工事は、2年半を要する大工事であった。本学は医療過疎に悩む道北・道東地域住民の長年にわたる切なる要請が実を結んで設置された大学であり、附属病院に対する地域住民の期待は測り知れないものがある。

ちなみに、いささか古い統計になるが、昭和44年当時の医師数調べによると、全国ブロック別人口10万当たり医師数は次のとおりであり、北海道ブロックは全国最低である。

全国平均	113.0人
北海道	95.0人
東北	104.9人
関東	104.0人
東海	100.0人
北陸	119.3人
近畿	130.9人

中国	133.0人
四国	114.6人
九州	125.5人

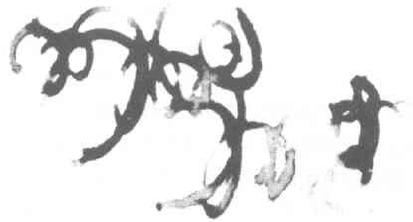
更にこれを道内各ブロック別に見ると次のとおりであり、いかに道北・道東地域が医療過疎に悩んでおり、本学附属病院に寄せる期待が大きいかかわかる。



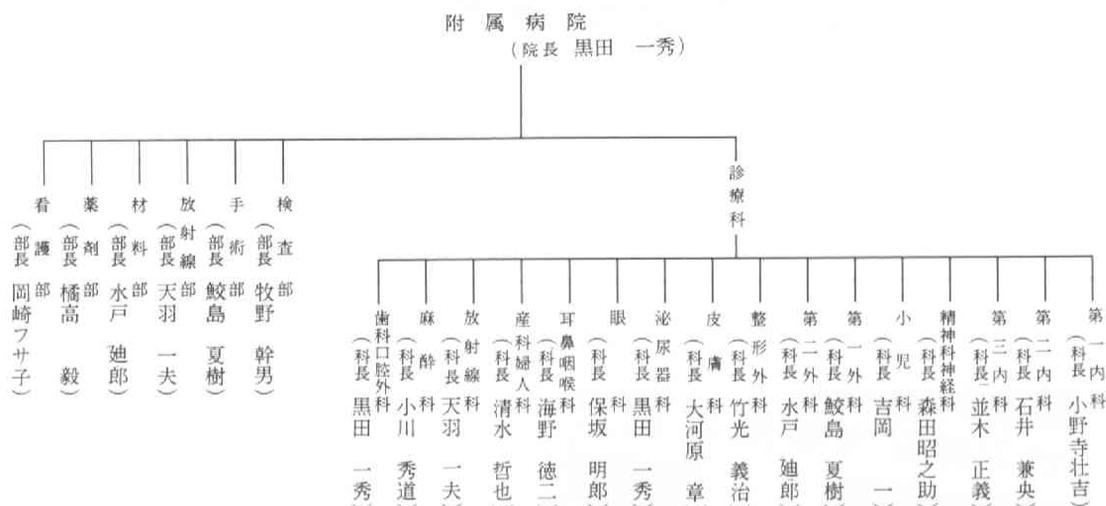
本学附属病院がこうした医療過疎に悩む地域住民に対する保健、診療を通じて社会福祉に貢献することは、大学病院として欠かせぬ使命の一つである。

また、大学病院は、医学生の臨床教育の場である。指導教官のもとで実際に患者に接しながら、豊富な症例を経験し、進歩した医学を修得して、人命尊重を第一義とした医の倫理に徹した人格高潔な医師、医学研究者としての基礎づくりがなされるところである。ここで学んだ医学は、必ずや人類の健康増進に寄与し、社会の発展に多大な貢献をもたらすものと思われる。

更に大学病院は、多様の機能を有し、高度な医療を通じて医学水準の向上に寄与する、医学の先駆的研究の場である。さまざまな症例、特にいわゆる難病や不明疾患に関するたゆみない研究活動は、人類平和の源泉である。



本院の組織及び主なスタッフは下図のとおりである。



本院における医療従事者等は、51年度定員で医師 108人、歯科医師 3人、薬剤師10人、放射線技師 8人、検査技師10人、看護職員 155人、事務職員等85人の計 379人を数える。決して十分なスタッフとはいえないが、将来逐次拡充していく予定である。

病床数は、開院当初は 327床であり、診療科別内訳は、次のとおりである。

第一内科	} 76床	皮膚科	17
第二内科		泌尿器科	17
第三内科		眼科	17
精神科神経科	33	耳鼻咽喉科	16
小児科	34	産科婦人科	26
第一外科	} 50	放射線科	10
第二外科		麻酔科	6
整形外科	25	歯科口腔外科	—
		計	327床

完成時には 600床の予定であり、道北・道東一の規模となり、文字通り地域医療の中軸となる。

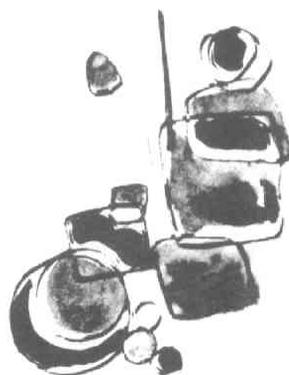
大学設置基準からいうと、学生定員 100人（1学年当たり）に対する附属病院の病床数は 800床以上ということになっているが、600床を越える部分については、学生の教育条件を十分に備えた関連教育病院の病床数をもって充てることができることになっている。

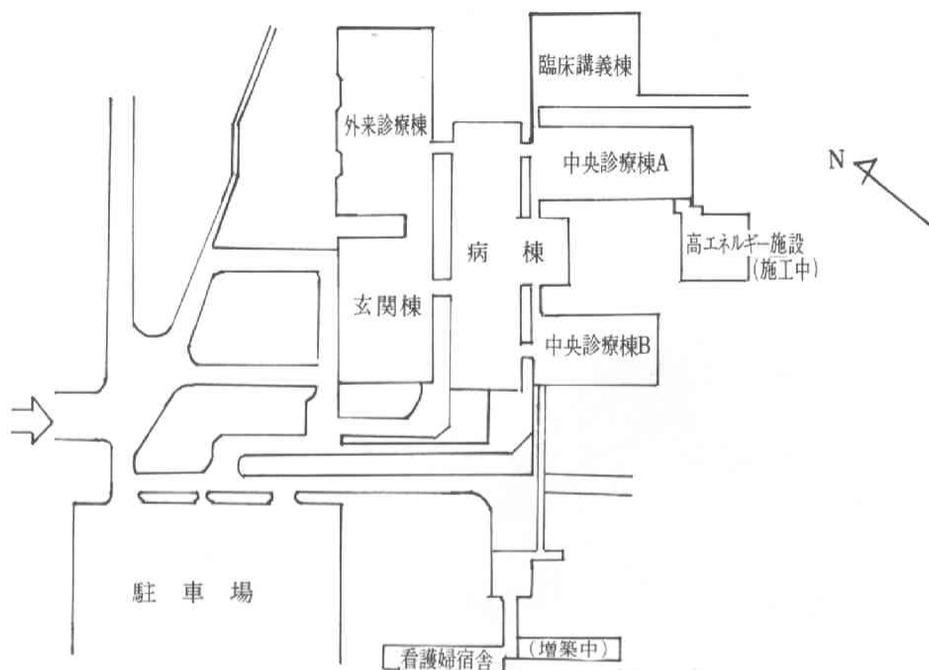
本学では、全国ではじめての関連教育病院制度をとり入れることになっており、豊富な症例に接することにより、幅広い臨床経験、密度の濃い臨床教育が期待されている。

附属病院の建物は、12月現在、建面積 7,323㎡、延面積35,257㎡であり、その敷地は、大学全体 231,604㎡のうち47,698㎡を占める。建物は、一応、玄関棟（鉄筋コンクリート3階建）、外来診療棟（鉄骨鉄筋コンクリート3階建）、病棟（鉄骨鉄筋コンクリート地上12階地下1階建）、中央診療棟A（鉄筋コンクリート3階建）及び中央診療棟B（鉄筋コンクリート3階建）の5棟に分かれており、それぞれ機能的に配置されている。

環境整備にはまだ行き届かない面があるが、今後患者が落ち着ける雰囲気づくりに力を入れる予定である。

また、附属病院の関連建物として、夜勤体制をとる看護職員のための宿舎（2,557㎡、鉄筋コンクリート5階建、エレベーター付き）が設けられている。現在の収容人員は80人（個室80室）で、全室暖房完備、ベット・キッチン付きである。集会室、和室（茶室兼用）も設けられている。

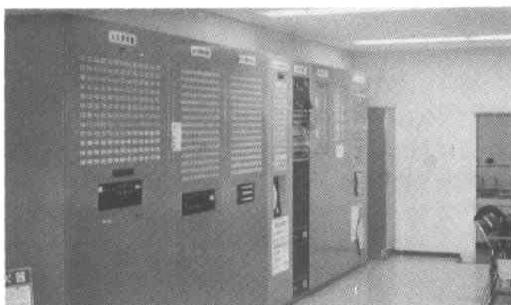




特徴ある主な施設、設備としては、次のようなものがあげられよう。

▲防災センター

火災受信盤、防災運動制御盤、消火設備受信機、エレベーター監視盤等を備え、各種装置の集中的中央監視システムをとっている。患者を収容する病院としては、その安全を確保するため、必要欠くべからざる施設であり、将来は、テレビによるモニタリングを予定している。



▲段差のないアプローチ

附属病院正面玄関は2階にあるが、病院正門からの歩道はゆるやかなスロープになっており、階段等の段差は設けていない。これは、患者、特に身体障害者に対するきめ細かい配慮であり、大変喜ばれている。また冬期間は、歩道をロードヒートすることにより、スリップによる不慮の事故を防いでいる。

▲ゆとりのある玄関ホール

玄関ホールは、3階まで吹抜け、周囲はすべてガラ

ス張りにし、自然採光に特段の配慮を尽くしている。その広さは、約450㎡の余裕をもたしており、何かにつけふさぎ込み勝ちな患者の気持が、少しでも晴れやかになるよう、明るいゆとりのある雰囲気づくりに役立っている。

▲患者の憩いの場・ディルルーム

病棟各階にディルルーム (day room) を設けている。ここでは、見舞客との面会や、食事をとりながら雑談を楽しんだり、患者の憩いの場となっている。ディルルーム (day room) はその名の通り、南向きで、一日中陽の当たる健康回復の場でもある。



▲気送管・ボックスコンベア

書類、薬、医療材料等をいちいち持ち歩く時間的ロスを解消するため、病院には、気送管及びボックスコンベアの設備を設けている。これは、各診療科、中央診療施設、ナースステーション等の各部署を連結し、迅速な搬送に極めて重要な機能を発揮している。

▲カルテの集中管理

これまでの多くの病院では、カルテ（診療記録）は各診療科で別々に管理しているが、本学附属病院では中央診療記録室を設け、コンピューターによる中央集中管理を行っている。その装置はシステムトリーブを使っており、現在の収容能力は25,000人分であり、患者が増えるに従って、更に収容能力を増大していく予定である。



▲用途別エレベーター

現在エレベーター8台を擁し、それぞれ用途を決めて効率的に運転している。その内訳は、一般・患者用3、身体障害者用1、配膳用2、非常用2となっている。身体障害者用エレベーターには、手すり、ミラーを備え付け、利便をはかっている。

なお、これらの決められた用途以外に使用することは、病院運営上支障をきたすので、学内者は自ら範を示していただくようお願いします。

▲中央集塵装置

病院の各廊下、部屋等の要所要所に掃除機のホースを接続するインレット弁があり、掃除機に吸収された塵は、すべて地下1階の中央集塵機械室に集中し、一括処理されるシステムになっている。院内の清掃業務に大きな力を発揮しており、衛生保持のうえで、欠かせぬ装置である。

なお、本院では、院内の清潔さを保つため、職員、学生は、下履厳禁としている。あらためて協力をお願いします。

本学附属病院は、こうして11月1日待望の開院を迎えたわけであるが、施設、設備、人員等からいって、全体計画の実現はこれからである。

今後の整備計画の主なものは、次のようになっている。

▲脳神経外科の診療科を増設し、より総合的な病院を目指す。

▲病床数を600床に増床し、名実ともに地域医療の中心となる。

▲現在施行中の高エネルギー施設（鉄筋コンクリート1階、面積約500㎡）およびR・I病棟（中央診療棟A1階1,192㎡）は、52年1月に竣工、X線治療室、コバルト治療室及びライナック治療室を設け、R・I治療に欠くことのできない施設となる。

▲看護婦宿舎を増築し（個室50室、52年3月竣工予定）、看護職員の収容定員を80人から130人に増員して、看護職員の一層の便宜を図る。

▲将来は、特殊診療施設（ICU（Intensive Care Unit）、CCU（Coronary Care Unit）、リハビリ部門、人工透析部門、電算機室）を設置し、特殊診療体制の充実を図る予定である。

▲病院に欠くことのできないパラメディカル要員養成のため、看護学校、放射線技師学校、検査技師学校及び助産婦学校等の専修学校を設置し、医療体制を一層充実させていく予定である。

（庶務課）

研究室紹介

■薬理学講座■

安孫子 保

当教室の中心的な研究テーマは狭心症治療薬の作用機序の解明である。この研究は市原（和）、市原（美）両助手ならびに安孫子が担当している。教室の発足以来3年の間に4篇の原著論文を国際誌に発表した。我々はこの方面における研究のリーダーであることを自認している。教室の研究テーマはこのほかいくつかある。①新強心物質に関する研究：ハワイ近海に住むイソギンチャクからとれた新しいポリペプチドに強心作用があることが発見され、泉助教授がこの研究に着手している。研究はハワイ大学医学部柴田教授と協同の形で行われており、その成果は国際誌に発表されている。②心室筋の厚み変化の連続記録装置：安孫子が秋田大学電子工学科の奥山教授と東北大学の田中博士と協同開発中であり、このほど試作品が完成した。循環系の生理・薬理の研究に役立つであろう。③心機能と血中サイクリックAMPに関する研究：北大薬学部の宇井教授と協同研究をしており、市原（和）、市原（美）、安孫子がこの研究を担当している。



④砒素中毒に関する研究：研究生の歯科医麻生先生がこの研究に従事している。歯科では今もって砒素が用いられているので、歯に埋められた砒素が人体にどんな影響をおよぼすのかを知ることは重要である。この研究を手伝うために北海道薬科大学学生の瀬戸谷、桑原嬢が学校の休みの間だけ来ており、研究室に花を添えている。

⑤肥満に関する研究：研究生の西田博士と市原(美)が動物施設の方々の御協力を得てこの研究に従事している。現代医学は肥満に対して真面目にとりくむ必要があると痛感させられている。

以上が現在の研究テーマであるが、当教室の活動の原動力は何と言っても横山技官の活躍にある。彼のすばらしい人柄と努力があってはじめて今日の薬理学教室がある。また、学生の松尾君が我々の研究陣に入って活躍していることは頼もしい限りである。

当教室のモットーは“好きな研究を好きなだけやれ”ということである。これを実現させるのは経済的に困難だが、目下そのような方向に進むべく努力している。このように楽しく研究し、世界的なレベルの成果をあげ、それが世のため人のためになることを願っているのが当教室の目標である。

(薬理学講座 教授)

規程の制定および改正について

1. 屋外体育施設使用規程の制定

屋外体育施設使用規程が、昭和51年9月8日付けで制定され、屋外体育施設の使用に関する用途、使用資格、使用時間、使用手続等が定められました。

今後、本学で屋外体育施設を使用する際は、この規程によることとなりました。

2. 研究生規程の一部改正

「国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令」（昭和51年文部省令第11号）の公布・施行により、授業料の額が改正されたことに伴い、研究生についても授業料の額が改められました。

(庶務課)

旭川医科大学屋外体育施設使用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、旭川医科大学（以下「本学」という。）の屋外体育施設の使用について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において屋外体育施設とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 陸上競技場（サッカー・ラグビー場を含む。）
- 二 野球場
- 三 テニスコート

(用 途)

第3条 屋外体育施設は、次の各号に掲げる用途に使用する。

- 一 体育授業
- 二 学生の課外体育活動
- 三 職員の体育活動
- 四 本学の行事
- 五 その他学生及び職員の教育研究及び福利厚生にとって必要と認められるもの。

(使用資格)

第4条 屋外体育施設を使用できる者は、本学の学生、職員その他学長が特に許可した者とする。

(使用できる時間)

第5条 屋外体育施設を使用できる時間は、体育授業により使用する時間を除き、午前8時30分から午後7時までとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、体育団体がクラブ活動として屋外体育施設を使用するときは、午後5時（土曜日にあつては午後2時）から午後7時までとする。

(使用手続)

第6条 屋外体育施設を使用しようとする者は、原則として、使用しようとする日の3日前までに、別に定める使用願を学生課に提出し、学長の許可を受けなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、体育団体がクラブ活動として屋外体育施設を使用しようとする場合は、学期の始めに、その期間の屋外体育施設使用計画書を学生課に提出し、学長の許可を受けなければならない。

3 昼休み時間の使用は、自由とする。

(遵守事項)

第7条 屋外体育施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 設備、備品等を破損又は滅失しないこと。
- 二 使用時間を守ること。
- 三 許可された目的以外の使用及び転貸はしないこと。
- 四 使用中のときは、速やかに届け出ること。
- 五 各施設に適した運動靴をはくこと。
- 六 車両の乗り入れ等、施設を損傷する行為はしないこと。

七 使用前後は、常に施設の整備を行うこと。

八 同一施設を共同で使用する場合は、体育活動による相互の危険防止に努めること。

九 屋外体育施設管理担当者及び警備員の指示に従うこと。

(体育用具の貸出し)

第8条 屋外体育施設において使用するための体育用具の貸出しを希望する者は、別に定めるところにより、必要な手続きをとらなければならない。

(許可の取消し)

第9条 屋外体育施設の使用を許可した後、本学の行事等のため屋外体育施設を使用する必要性が生じた場合は、学長は、すでに与えた使用許可を取り消すことができる。

(罰則)

第10条 第7条の規定に違反した場合は、使用許可を取り消し、又は以後の使用を許可しないことがある。

(損害賠償)

第11条 使用者が、施設などを損傷又は滅失した場合はその損害を賠償しなければならない。ただし、事情によってはその額を減免することがある。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、屋外体育施設の管理運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、昭和51年9月8日から施行する。ただし、屋外体育施設のうち野球場及びテニスコートについては、施設の完成の日から施行する。

旭川医科大学研究生規程の一部を改正する規程

旭川医科大学研究生規程（昭和50年10月22日旭医大達第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「2,400円」を「6,000円」に改める。

附則

この規程は、昭和51年10月1日から施行する。



窓外

福山裕三

▲病気とは何だろうか。広辞苑をひいてみると、病気とは生物の全身または一部分に生理状態の異常をきたし、正常の機能が営めなくなる現象だと書いてある。それでは疾病とどう違うのだろうか。再び、広辞苑をみってみる。疾病とは身体の諸機能の障害とある。だとすると、病気と疾病は違うようだ。疾病には必ずしも原因として生理状態の異常がなくともよいわけである。例えば、昔、戦場で矢傷を負った場合、それが直接に生理状態に異常をもたらすわけでないで、これは病気でなくて疾病ということになる。現在では、病気と疾病の区別は明らかではないが、古代の中国では明らかに区別されていた。

▲疾病の疾は立っている人(大)に矢がささった姿を示し、外傷の意である。病は床に人が臥した姿(病垂れ)と丙の組み合わせから成っている。丙はかまどの象形であって熱いことを示し、病は熱病を意味する。しかし、病の意味は熱病の苦痛から生理状態の異常による苦痛に移っていったようである。

▲苦痛の苦はにがい草である。舌を刺すような草である。古は針で口を刺すような感じであって、古い食物は変敗して舌を刺すので、古は古い意味に使われるようになった。苦はまた刺すような痛みや苦しみにも使われるようになった。痛は病垂れと甬からなる。甬は丸い囲いであって、木で造ったものを桶といい、丸い囲いの内を抜けることを通という。痛は体の中を通り抜ける病的感覚であって、心筋硬塞における肩への放散痛のような激痛をいうわけである。すなわち、苦痛とは刺すような痛みや苦しさと身体を通り抜けるような激しい痛みや苦しみを総称したものといえる。

▲尤もらしいおしゃべりをしたようであるが、この真偽

のほどは古代中国の人に聞くか、更に深い研究が必要であろう。しかし、我々が使っている日本語の意味も必ずしも正確にはつかめていないように思う。日常生活において、言葉の意味に少しでも疑問を感じたら、必ず大きな辞書をひく習慣をつけたい。それも、一冊ではなく二三冊の辞書を見るように心掛けたいものである。

(公衆衛生学講座 教授)



なお窓外カットは北海道新聞掲載のもの

訃報

去る昭和51年12月17日(金)本学講師 戸松良一氏が急逝されました。

ここに謹んで哀悼の意を表します。

同氏は昭和43年3月に北海道大学文学部大学院修士課程を修了し、同年4月、その教育的情熱と高い識見を生かし札幌商科大学に奉職されました。

その後、本学の創設準備が本格化した昭和48年4月には本学創設準備室に勤務され、本学創設に尽力されました。かかる多忙な中にあっても同氏の研鑽への意欲は活発で、昭和50年5月から昭和51年1月7日にわたってアメリカ合衆国エール大学、州立カリフォルニア大学等で研修し、帰国後も授業は勿論、クラス担任代理やサークル顧問を務め、熱心に学生諸君の指導にあたっていたのは周知の通りです。

同氏の葬儀は、12月21日(火)午後2時から札幌市内の中央寺で執り行われましたが、誠実で性格円満であった同氏の遺徳を偲び、御冥福を祈念する本学学生・職員多数が参列しました。

(学生課)